

第 1 1 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の128の9の項中「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同表128の10の項中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同表128の11の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に、「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同表129の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

第2条 中野区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の128の9の項中「第5条の14」を「第5条の16」に改め、同表128の10の項中「第5条の16第1項」を「第5条の18第1項」に改め、同表128の11の項中「第5条の17第1項」を「第5条の19第1項」に、「第5条の17第2項」を「第5条の19第2項」に、「第5条の14」を「第5条の16」に改める。

附 則

この条例中第1条（中野区事務手数料条例別表第2の128の9の項の改正規定、同表128の10の項の改正規定及び同表128の11の項の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、同条（同表12

9の項の改正規定に限る。)の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。